

2 0 2 7 年度①

刑 法

(全 4 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法①

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

Ⅰ 次の【事例】を読み、各【設問】に答えなさい。

【事例】

- (1) 甲は、V（13歳の女性）と性交しようと考え、Vとともにホテルにおもむき、5月7日午後9時半ころ及び11時10分ころ、その一室において、Vの左腕に覚せい剤を注射した。Vに2度目の覚せい剤を注射した後の、午後11時40分ころ、Vが頭痛、胸苦しさ及び吐き気等を訴え始めたため、自分が短時間内に二度も注射したことが原因で苦しみ始めたものと思い、同女に対し、ベッドの上で横になり、目を閉じて静かにして休んでいるようにと言ってから、入浴した。その後すぐの翌5月8日午前0時5分ころ、Vが苦しそうな声で甲を呼んだので、Vを見たところ、Vは、前よりも更に強い調子で頭痛、胸苦しさ及び吐き気等を訴え始めたため、Vの背中をさすり、目を閉じるよう教え、濡らしたタオルを同女の日から額にかけて当てて冷やしてやるなどして約10分後によく落ち着かせた。
- (2) Vの状態は徐々に高進し、午前0時半ころにはVは錯乱状態に陥り、唸り声をあげて苦しみ、甲の問い掛けにも正常な応答ができず、見当識を失ったかのような意味不明の言葉を発し、さらには風呂に入ると言って二階にある同室の窓を開けて外へとび出そうとし、部屋の中で衣服を投げ捨て素裸になり、手当たり次第ものを投げつけ、浴室へ入って冷水でシャワーを浴びるなどした。この間、甲はVの覚せい剤による錯乱状態は一過性のものであると考えており、自分の経験上、錯乱状態は30分か長くても1時間以内に治まるものであるから、Vの場合も静かに休ませておけばすぐ治まると思い、Vを浴室から連れ出して、ベッドに寝かせようとしても抵抗して動きまわるので、またベッドに連れ戻すという揉み合い状態を続けた。
- (3) 甲は、Vがどうしてもベッドの上に横になろうとしないので、午前1時40分ころ、Vに足払いをかけて横倒しにして寝かせつけたところ、Vは急にそれまでのような激しい身動きをやめ、うめき声をあげ、不規則な荒い呼吸をしながら、もがくようにして苦しんでいた。甲は、このようなVの様子を見て、すぐにでも病院に運

ばなければVが死んでしまうのではないかと感じたが、同女に覚せい剤を注射したことが発覚してしまうことをおそれ、とりあえず同ホテルの管理人室に電話をかけ、「女が酔っ払っているので手を貸してくれ。」と頼んだ。ちょうどそのころ、前もって迎えにくるように命じておいたAが同室に来たので、部屋の前まで来ていたホテルの従業員はそのまま帰した。

- (4) 甲は、午前2時すぎころ、Vの処置について、Aと救急車を呼んだ方がよいのではないかなどと話したものの、結局そのまま放置することに決め、管理人室へ電話で、「用事で1時間程外出するが、女の子は容態がよくなったのでそのまま残していく」旨連絡したうえ、午前2時15分ころAとともに同ホテルを後にし、そのまま戻らなかった。
- (5) 同日午前10時40分ころ、ホテルの従業員が同室に入ってみたところ、甲らが退室したときとほとんど同じ状況でVが床の上に倒れたまま死亡しているのが発見された。
- (6) Vの死因は覚せい剤による急性心不全であり、死亡推定時刻は遅くとも午前4時10分ころまでとされたが、現場の様子から、甲が同室を出た直後に死亡した可能性を否定できなかった。

本件については、Vは5月8日午前0時半ころ以降の時点において、覚せい剤の重篤な急性症状を起こして健康を害し身体を失い、緊急に適切な医療の措置を施すことが必要な状態にあった。また、現地の救急医療体制によれば、20分程度の時間があれば、救急車で応急措置を取りつつ24時間体制の救急医療機関に搬送することは可能であり、重篤な急性症状を呈していたVに対して救急医療機関に到着後、適切な医療措置を講じることは可能であった。したがって、Vが錯乱状態に陥った同日午前0時半ころに救急医療を要請していれば10中8、9確実に救命は可能であり、Vが体を動かさなくなった午前1時半以降においても救命の可能性は高かったとする鑑定結果が出されている。

【設問1】 甲が保護責任者に当たるかについて、具体的事実を摘示して、論じなさい。

【設問2】 甲が保護責任者に当たるとした上で、甲の5月8日午前0時半ころの行為には刑法218条は成立しないという立場に触れつつ、甲の罪責を具体的な事実を摘示して、論じなさい。

【設問3】 甲の5月8日午前1時40分以降の不作为及びVの死亡結果について、刑法219条が成立するとの立場から、その結論を導くために、どのような説明が考えられるか、論じなさい。

Ⅱ 次の【事例】を読み、各【設問】に答えなさい。

【事例】

- 1 甲は、投資会社を立ち上げることを計画していたが、某年7月1日、知人のVに対し、同年10月ころの同会社設立後に予定している投資話を持ち掛け、そのための前渡金として、Vから現金500万円を預かった。その際、甲とVの間では、前記500万円について、同会社による投資のみに充てることを確認するとともに、実際にその投資に充てるまでの間、甲は前記500万円を甲名義の定期預金口座に預け入れた上、同定期預金証書（原本）をVに渡し、同定期預金証書はVにおいて保管しておくとの約定を取り交わした。同日、甲は、この約定に従い、Vから預かった前記500万円をA銀行B支店に開設した甲名義の定期預金口座に預け入れた上、同定期預金証書をVに渡した。なお、同定期預金預入れの際に使用した届出印は、甲において保管していた。
- 2 その後、甲は、C消費者金融会社からの私的な借入れの返済に前記500万円を流用することを思い立ち、同年8月1日、甲は、A銀行B支店に行き、同支店窓口係員のDに対し、「定期預金を解約したい。届出印は持っているものの、肝心の証書を紛失してしまった。」などとうその話をして、同定期預金の払戻しを申し入れた。Dは、甲の話を信用し、甲の申入れに応じて、A銀行の定期預金規定に従って甲の本人確認手续をした後、定期預金証書の再発行手续を経て、同定期預金の解約手续を行い、甲に対し、払戻金である現金500万円を交付した。同日、甲はC社に500万円を返済した。
- 3 同年9月1日、Vは、事情が変わったため甲の投資話から手を引こうと考え、甲に対し、投資のための前渡金として甲に預けた500万円を返してほしいと申し入れたところ、甲は、Vに無断で自らの借入れの返済に流用したことを打ち明けた。これを聞いたVは、激怒し、甲に対し、「直ちに500万円全額を返してくれ。さもないと、裁判を起こして出るところに出るぞ。」と言って500万円を返すよう強く迫った。これに対し、甲は、何とか返金を免れたい一心から、Vを刃物で脅して、

違約金の名目で前記 500 万円の返金を断念させることを思いついた。同月 5 日、甲は、V 方を訪れ、あらかじめ用意したサバイバルナイフを手持って V の目の前に示しながら、V に対し、「投資話を反故にした違約金として 500 万円を出してもらおう。流用した 500 万円はそれでちゃらだ。今すぐここで念書を書け。」と申し向けたところ、V は、このまま甲の要求に応じなければ本当に刺し殺されてしまうのではないかとの恐怖を感じ、甲の要求どおり、「甲と V の間には一切の債権債務関係はない」という内容の念書を作成して、これを甲に手渡した。

【設問 1】 甲に横領罪（刑法 252 条 1 項）が成立することを、具体的事実を摘示しつつ説明しなさい。

【設問 2】 借入金の返済に流用するという目的を告げずに、定期預金の解約を申し出て、払戻金の交付を受ける行為について、甲に A 銀行に対する刑法 246 条 1 項の罪は成立しないとするためには、どのような説明が考えられるか。同項の「人を欺いて」という文言の意義に着目しながら説明しなさい。

【設問 3】 V 方において、あらかじめ用意したサバイバルナイフを手持って V の目の前に示し、「甲と V の間には一切の債権債務関係はない」という内容の念書を同人に作成させて受け取った行為について、甲の罪責を論じなさい（V 方への住居侵入および特別法違反の点を除く）。